

号外第 5 （令和 8 年 3 月 31 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

△ 横浜市旅費条例施行規則【総務局労務課】	5
△ 横浜市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則【総務局人事課】	16
△ 市長代理順序規則及び横浜市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務局人事課】	80
△ 横浜市総務局総務部総務課及び職員課の職員の兼務に関する規則【総務局人事課】	85
△ 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定に基づく報酬の加給に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	86
△ 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	87
△ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	88
△ 横浜市被服貸与規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】	92
△ 横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【デジタル統括本部デジタル・デザイン室】	93
△ 横浜市財政局主税部徴収対策課及び納税管理課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【財政局税制課】	94
△ 横浜市区役所の税務課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【財政局税制課】	95
△ 横浜州市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税制課】	97
△ 横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則【市民局市民情報課】	98
△ 横浜市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則【市民局区連絡調整課】	99
△ 横浜市区役所の戸籍課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】	100
△ 母子保健法施行細則の一部を改正する規則【こども青少年局地域子育て支援課】	102
△ 横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】	110
△ 横浜市下水道事業会計規則の一部を改正する規則【下水道河川局経理課】	111
△ 横浜市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則及び手数料支払機による手数料収納事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【建築局住宅再生課】	112

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和8年3月31日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第21号

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する等の規則

(横浜市事務分掌規則の一部改正)

第1条 横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項の表中

「

	戦略企画部	戦略企画課
	総務部	総務課、経理課、技術 監理課

」

を

「

	戦略企画部	戦略企画課、総務課、 経理課、技術監理課
--	-------	-------------------------

」

に、

「

政策経営 局		経営戦略部	経営戦略課、財源確保 推進課
		データ経営部	データ経営課
		総務部	総務課、統計情報課
	大都市 制度推 進本部 室	大都市制度・ 広域行政部	制度企画課、広域行政 課
			男女共同参画推進課

第48条 横浜市行政サービスコーナー規則（平成4年3月横浜市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「財政局長」を「総務局長」に改める。

（横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則の一部改正）

第49条 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例における緑地の保全、建築物の緑化率及び建築物等の形態意匠の制限の施行に関する規則（平成19年12月横浜市規則第116号）の一部を次のように改正する。

第30条中「は」の次に「、都市整備局長」を加え、「、建築局長及び都市整備局長」を「及び建築局長」に改める。

（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第50条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第94条中「みどり環境局長、資源循環局長」を「資源循環局長、みどり環境局長」に改める。

（横浜市下水道事業予算規則の一部改正）

第51条 横浜市下水道事業予算規則（令和6年6月横浜市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、下水道河川局下水道管路部下水道事務所長」を削り、同条第2号中「下水道事務所等」を「水再生センター等」に改め、「下水道事務所、」を削り、同条第3号中「下水道事務所長等」を「水再生センター長等」に改め、「下水道事務所等」を「水再生センター等」に改める。

第7条第1項中「下水道事務所等」を「水再生センター等」に、「下水道事務所長等」を「水再生センター長等」に改め、同条第2項中「下水道事務所長等」を「水再生センター長等」に改める。

（横浜市下水道事業物品規則の一部改正）

第52条 横浜市下水道事業物品規則（令和6年6月横浜市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、下水道河川局下水道管路部下水道事務所長」を削る。

（横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正）

第53条 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成3年9月横浜市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「道路局」を「道路・交通政策局」に改める。

月横浜市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「道路局長」を「道路・交通政策局長」に改める。

(横浜市道水路等の境界調査に関する規則の一部改正)

第63条 横浜市道水路等の境界調査に関する規則(昭和54年5月横浜市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第10条中「道路局長」を「道路・交通政策局長」に改める。

(横浜市駅自由通路管理規則の一部改正)

第64条 横浜市駅自由通路管理規則(平成20年12月横浜市規則第114号)の一部を次のように改正する。

第9条中「道路局長」を「道路・交通政策局長」に改める。

(横浜ヘリポート設置規則の一部改正)

第65条 横浜ヘリポート設置規則(昭和57年3月横浜市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の科」を「次の課」に、「航空科」を

航空課」に改め、同条第2項中「科の事務分掌」を「課の事務分掌」に改め、同項航空科の部中「航空科」を「航空課」に改め、同部第11号中「科」を「課」に改め、同項整備科の部中「整備科」を「整備課」に改める。

第3条第1項中「科に科長」を「課に課長」に改め、同条第3項中「科長」を「課長」に改める。

第4条第2項中「科長」を「課長」に改め、同条第4項中「科員」を「課員」に、「科長」を「課長」に改める。

(横浜市総務局総務部総務課の職員の兼務に関する規則及び横浜市下水道河川局下水道事務所規則の廃止)

第66条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 横浜市総務局総務部総務課の職員の兼務に関する規則(令和3年3月横浜市規則第13号)

(2) 横浜市下水道河川局下水道事務所規則(昭和44年11月横浜市規則第110号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市事務分掌規則、第8条の規定による改正前の横浜市東京事務所規則及び第65条の規定による改正前の横浜ヘリポート設置規則の規定による次表の左欄に掲げる局等、室、部等若しくは課等の局長、室長、部長、所長、課長、副所長、科長若しくは担当係長に補せ